

## 口腔病理専門医研修手帳について

平成23年度の歯科医籍新規登録者のうち臨床研修を修了して、平成24年度より口腔病理専門医研修を始める方々から、口腔病理専門医試験のための資格判定資料として「研修手帳」の提出が求められています。口腔病理専門医試験では、原則として研修手帳にあるすべての研修目標について、研修を修了している必要があります。

口腔病理専門医研修カリキュラムの全体は別紙「研修カリキュラム」の通りです。なお、そこに記載されている研修のステップ（Basic, Advance-1, 2 あるいは Skill level I～Ⅲ）はあくまでも目安であり、研修方略および形成的評価の方法は各研修施設に任されています。

口腔病理専門医として経験あるいは知識が必要な具体的な疾患・病変名は、巻末の口腔病理専門医研修疾患リスト（口腔病理専門医研修要綱 平成 25 年版）をご参照下さい。

### 口腔病理専門医研修医の方へ

#### 1. 研修証明書および推薦状について

- 1) 口腔病理専門医では、臨床研修修了後に 4 年以上の専門医研修が求められています。研修証明書には、これを証明するための研修履歴を記載して頂きます。専門医研修開始年度より毎年、1 年間の研修を修了した時点で、各研修医の口腔病理専門医研修指導責任者の署名捺印を受けて下さい。年度内に複数の口腔病理専門医研修指導責任者のもとで研修を受けた場合には、それぞれの口腔病理専門医研修指導責任者の署名捺印が必要となります。
- 2) 専門医試験受験のためには、口腔病理専門医研修指導責任者の推薦状が必要です。受験申請時に、研修手帳の中の推薦状に最終判定者となる研修指導責任者の署名捺印を受けて下さい。原則として受験時の研修指導責任者とします。

#### 2. 研修プログラムについて

- 1) 口腔病理専門医研修カリキュラム一覧表（別資料）では、口腔病理専門医として必要な、知識、技能、態度についての研修目標を挙げています。これらを 4 年間で研修するための研修方略が記載されていますが、各ステップ（Basic, Advance-1, 2 あるいは Skill level I～Ⅲ）はあくまでも目安であり、研修施設によって研修の進め方は異なります。また評価の欄には、目安として評価方法が記載してありますが、実際の方法は各研修施設の研修指導責任者に一任されています。専門医試験との関係の欄に○印がある項目は、各試験の出題範囲に含まれていることを示します。
- 2) 研修手帳には、各項目で求められる研修目標の細目が評価表とともに記載してあります。

### 3. 評価表について

- 1) 評価表には、研修プログラムの具体的な内容（研修目標の細目）が記載してあります。
- 2) 各項目での研修目標は、ステップ（Basic, Advance-1, 2 あるいは Skill level I～Ⅲ）に分けて記載されています。これは、研修を段階的に進める上での目安であり、研修施設の方針によって研修する年度が前後することがあります。（たとえば研修1年目で Basic や Skill level I の項目をすべて履修しなければならないわけではなく、また1～2年目で一段階上のステップにある項目を履修することも可能です。）
- 3) 口腔病理専門医試験の受験までには、原則としてすべての項目を履修することが求められています。

ただし、以下の項目は研修施設によって自らが実施することが困難な所もあるので除外されており、「適宜研修する目標」のみで評価記載欄はありません。

I-2)-3 Advance-2 (3) 電顕標本の作製、電顕操作、基本的な電顕診断ができる。

I-2)-4 Advance-2 (3) Southern blotting、PCR、RT-PCR、karyotyping、*In situ* hybridization を実施できる。

I-2)-6 Advance-1 (2) 院内コンサルテーションが実施できる。

### 4. 評価方法の書き方

- 1) 各細目を履修した時点で自己評価を記入し、研修施設の研修指導医の評価を受けて下さい。
- 2) 評価は、 a: 十分できる、b: できる、c: 要努力、の3段階で記入欄に○をして下さい。前年度の評価よりも上の評価になれば、追加で○をして下さい。最終判定は最も上のものになります。
- 3) 原則として、各項目中に掲げたステップ（Basic, Advance-1, 2 あるいは Skill level I～Ⅲ）の内容をすべて履修した時点で、各ステップの最上段にある欄に、ステップの研修修了年月日を記入し、研修指導責任者の評価と捺印を受けて下さい。
- 4) 各研修目標（行動目標の細目）の内容をすべて履修した時点で、項目の最下段に研修修了年月日を記載し、研修指導責任者の最終評価と直筆の署名を受けて下さい。専門医受験のためには、すべての行動目標の「最終評価が b 以上である」ことが求められます。

### 5. 受験申請における研修手帳の提出について

- 1) 研修手帳の記載項目が全て満たされていることを確認して下さい。
- 2) 必要な証明書が全てそろっていることを確認して下さい。（中紙「A」貼付台紙参照）
- 3) 剖検例と迅速診断の報告書は別添されていること。
- 4) 中紙「B」以降の、「研修カリキュラム」「口腔病理専門医研修カリキュラムについて」「口腔病理専門医研修手帳について」「日本病理学会口腔病理専門医研修要綱」の提出は不要です。

## 口腔病理専門医研修指導医の方へ

### 1. 研修評価表の記載について

- 1) 「研修目標と評価表」には、行動目標毎に段階的な履修ができるように、ステップ (Basic, Advance-1, 2 あるいは Skill level I～Ⅲ) に分けた細目が挙げてあります。ただしこの順番はあくまでも目安であり、研修施設の実情に合わせて研修計画を立てるときの参考にして下さい。
- 2) 研修指導医は、各細目について研修が修了した時点で評価を記入して下さい。
- 3) 評価は、 a:十分できる、b:できる、c:要努力、の3段階で記入欄に○をして下さい。
- 4) 前年度の評価よりも上の評価になれば、追加で○をして下さい。最終判定は最も上のものとします。

## 口腔病理専門医研修指導責任者の方へ

### 1. 研修プログラムについて

- 1) 口腔病理専門医研修カリキュラム一覧表 (別資料) に、口腔病理専門医として必要な、知識、技能、態度についての研修目標、これらを4年間で研修するための研修方略および評価方法が記載されています。この中にある各ステップ (Basic, Advance-1, 2 あるいは Skill level I～Ⅲ) はあくまでも目安であり、研修の進め方は各研修施設に一任されています。なお、専門医試験との関係の欄に○印がある項目は、各試験の出題範囲に含まれていることを示します。

- 2) 口腔病理専門医試験受験者は、原則として「研修目標と評価表」に挙げられているすべての項目を履修することが求められています。(ただし、以下の項目は研修施設によって自らが実施することが困難な所もあるので除外されます。

I-2)-3 Advance-2 (3) 電顕標本の作製、電顕操作、基本的な電顕診断ができる。

I-2)-4 Advance-2 (3) Southern blotting、PCR、RT-PCR、karyotyping、*In situ* hybridization を実施できる。

I-2)-6 Advance-1 (2) 院内コンサルテーションが実施できる。

研修指導責任者はカリキュラムを立案し、当該研修施設で履修が困難な項目については、他施設での履修や学会等で開催される講習会に参加して履修させるように配慮して下さい。

### 2. 研修証明書の書き方

- 1) 口腔病理専門医では、臨床研修修了後に4年以上の専門医研修が求められています。研修証明書は、これを証明するためのものです。各研修医の指導責任者は、1年間の研修を修了した時点で研修手帳の研修証明書欄に署名捺印して下さい。年度内に複数の口腔病理専門医研修指導責任者のもとで研修を受けた場合には、それぞれの口腔病理専門医研修指導責任者の署名捺印が必要となります。

2) 研修の進め方は各研修施設のカリキュラム、さらに各研修医の経験症例などで前後しますので、研修証明は研修手帳にある各研修項目の履修状況とリンクするものではありません。

### 3. 推薦状の書き方

- 1) 研修手帳にある推薦状は、当該研修医が原則として研修内容をすべて履修し、口腔病理専門医として求められる知識、技能、態度を有しているものとして推薦するものであり、専門医試験受験申請に提出が求められます。
- 2) 推薦状には、最終判定者となる研修指導責任者（原則として、受験時の研修指導責任者）が署名捺印して下さい。
- 3) 推薦者は、当該受験者が十分な研修を修了していること、提出される資料や経歴に虚偽がないことを確認して下さい。
- 4) 推薦した受験者の受験申請書類に不備があった場合および試験で不正を行った場合には、推薦者が責任を問われることがあります。（口腔病理専門医研修指導医・口腔病理専門医研修指導責任者についての細則 参照）

### 4. 評価表の書き方

- 1) 評価表には、研修プログラムの具体的な内容（研修目標の細目）が記載してあります。
- 2) ここで分けられているステップ（Basic, Advance-1,2 あるいは Skill level I～Ⅲ）は、研修を段階的に進める上での目安であり、研修施設のカリキュラムによって研修する年度が前後しても差し支えありません。
- 4) 原則として、各項目中に掲げた各ステップの内容をすべて履修したと認められた時点で、各ステップの最上段にある欄に、ステップの研修修了年月日と評価を記入し捺印して下さい。
- 5) 評価は、a:十分できる、b:できる、c:要努力、の3段階で記入欄に○をして下さい。前年度の評価よりも上の評価になれば、追加で○をして下さい。最終判定は最も上のものとします。
- 6) 各研修目標（行動目標の細目）の内容をすべて履修したと認められた時点で、項目の最下段に研修修了年月日、最終評価を記載し、直筆で署名して下さい。
- 7) 専門医受験のためには、すべての個別行動目標に対する「最終評価が b 以上」であることが求められます。（従って、最終評価欄には a・b のみが記載されています。）